

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 第 195 号 の 10



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規 則	
○鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(学 事 法 制 課 取 扱 い) 1
訓 令	
○鹿 児 島 県 庁 舎 等 防 火 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)	(管 財 課 取 扱 い) 3
○鹿 児 島 県 公 用 車 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)	(管 財 課 取 扱 い) 3

規 則

鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 26 号

鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 (平 成 6 年 鹿 児 島 県 規 則 第 66 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 21 条 の 見 出 し 中 「 授 業 科 目 」 を 「 授 業 科 目 等 」 に 改 め , 同 条 に 次 の 2 項 を 加 え る。

- 2 授 業 は , 講 義 , 演 習 , 実 験 , 実 習 若 し く は 実 技 の い ず れ か に よ り 又 は こ れ ら の 併 用 に よ り 行 う も の と す る。
- 3 前 項 の 授 業 は , 文 部 科 学 大 臣 が 定 め る と こ ろ に よ り , 多 様 な メ デ ィ ア を 高 度 に 利 用 し て , 当 該 授 業 を 行 う 教 室 等 以 外 の 場 所 で 履 修 さ せ る こ と が で き る。

別 表 第 1 の 2 (2) の 表 中

生活化学実験		1	を
色彩学		2	
ビジュアルデザイン基礎 I		1	
ビジュアルデザイン基礎 II		1	
テキスタイルサイエンス		2	
衣生活学		2	に,
住生活学	2		
人間関係論	2		
消費生活論		2	
色彩学		2	
ビジュアルデザイン論 I	2		
生活文化		2	を
人間関係論	2		
社会福祉論		2	
衣生活学		2	
生活コロイド学		2	

「	社会福祉論		2	に、
	服飾文化史		2	
	被服材料学		2	
	生活化学実験		1	
「	(ビジュアル・ファッションデザイン系)			を
	ビジュアルデザイン論Ⅰ	2		
	ビジュアルデザイン論Ⅱ		2	
	ビジュアルデザインⅠ		2	
	ビジュアルデザインⅡ		1	
	ファッションデザイン論		2	
	ファッション造形Ⅰ		1	
	ファッション造形Ⅱ		1	
	ファッションビジネス		2	
	卒業研究B		☆4	
	(建築デザイン系)			」
	住生活学	2		
「	(ファッションデザイン系)			に、
	ファッションデザイン論		2	
	ファッション造形Ⅰ		1	
	ファッション造形Ⅱ		1	
	ファッションアイテム演習		1	
	ファッションビジネス		2	
	卒業研究B		☆4	
	(ビジュアルデザイン系)			
	ビジュアルデザイン基礎Ⅰ		1	
	ビジュアルデザイン基礎Ⅱ		1	
	ビジュアルデザイン論Ⅱ		2	
	ビジュアルデザインⅠ		2	
	ビジュアルデザインⅡ		1	
	卒業研究C		☆4	
	(建築デザイン系)			」
「	卒業研究C		4	を
「	卒業研究D		☆4	に改め、同表に注とし

て次のように加える。

注 専門科目のうち、生活科学概論、人間関係論、生活経営学及び社会福祉論は、学科共通科目とする。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については、改正後の鹿児島県立短期大学学則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

訓 令

鹿 児 島 県 訓 令 第 1 号
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会

鹿 児 島 県 庁 舎 等 防 火 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。
令 和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 東 條 広 光

鹿 児 島 県 庁 舎 等 防 火 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 庁 舎 等 防 火 管 理 規 程 (平 成 9 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う
に 改 正 す る。

別記様式中	火 気 責 任 者 氏 名	を	火 気 責 任 者 氏 名	に
	引 継 (最 終 退 庁) 者 氏 名		引 継 (最 終 退 庁) 者 氏 名	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	

改 め る。
附 則
こ の 訓 令 は , 令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

鹿 児 島 県 訓 令 第 2 号
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会

鹿 児 島 県 公 用 車 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。
令 和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一
鹿 児 島 県 議 会 議 長 田 之 上 耕 三
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 東 條 広 光
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 西 啓 一 郎

鹿 児 島 県 代 表 監 査 委 員 長 野 信 弘
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会 会 長 采 女 博 文

鹿 児 島 県 公 用 車 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 公 用 車 管 理 規 程 平 成 16 年 鹿 児 島 県 議 会 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 鹿 児 島 県 監 査 委 員 鹿 児 島 県 地 方 労 働 委 員 会 訓 令 第 1 号 の 一 部 を 次 の よ う

に 改 正 す る。

別 記 第 2 号 様 式 中 「 検 収 者 印 」 を 「 検 収 者 」 に 改 め ， 同 様 式 注 中 「 検 収 者 印 欄 」 を 「 検 収 者 欄 」 に ， 「 押 印 す る 」 を 「 記 入 す る 」 に 改 め る。

別 記 第 3 号 様 式 中 「 使 用 者 印 運 転 者 印 」 を 「 使 用 者 運 転 者 」 に 改 め ， 同 様 式 注 4 中 「 運 転 者 印 欄 は ， 」 を 削 り ， 「 運 転 す る 者 全 員 が 押 印 す る 」 を 「 運 転 者 欄 に 運 転 者 名 を 全 員 記 入 す る 」 に 改 め る。

別 記 第 7 号 様 式 中 「 使 用 者 印 運 転 者 印 」 を 「 使 用 者 運 転 者 」 に 改 め る。

附 則

こ の 訓 令 は ， 令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。